

別表（第19条関係）

歴史的公文書の種別	写しの交付の方法	写しの交付手数料の額
一 文書又は図画（第7条及び公文書管理法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む）	ア 用紙に複写したものの交付（第7条及び公文書管理法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る）	用紙一枚につき四十円（B四判及びA三判についても同じ。）
	イ 撮影したマイクロフィルムのネガの交付	一コマの撮影につき七十円
	ウ イを用紙に印画したものの交付（イを含む）	用紙一枚につき百十円（B四判、A三判については百二十円）
	エ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙一枚につき百二十円（カラー出力については百四十円）
	オ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二ハ一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付	光ディスク一枚につき三百三十円に当該文書又は図面一枚ごとに八十円を加えた額
	カ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付	光ディスク一枚につき千五十円に当該文書又は図面一枚ごとに八十円を加えた額
二 電磁的記録（第7条及び公文書管理法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む）	ア 用紙に出力したものの交付	用紙一枚につき三十円（B四判及びA三判についても同じ。）
	イ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二ハ一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録された電磁的記録をそのまま同規格の光ディスクに複製したものの交付	光ディスク一枚につき五百五十円
	ウ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録された電磁的記録をそのまま同規格の光ディスクに複製したものの交付	光ディスク一枚につき千五十円
	エ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二ハ一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付	光ディスク一枚につき千四百五十円
	オ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付	光ディスク一枚につき二千六百五十円